

無線局免許手続規則等の一部を改正する省令（総務省令第16号）等

一般社団法人 全国船舶無線協会

－9GHz 帯船舶用固体素子レーダーの導入－

総務省では、9GHz 帯船舶用固体素子レーダーの導入を図るため、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）等の一部を改正する省令案等について、平成30年12月28日から平成31年1月31日までの間、意見募集を実施し、その結果を踏まえ、無線局免許手続規則等の一部を改正する省令案について、平成31年3月13日の電波監理審議会（会長：吉田進 京都大学名誉教授）に諮問し、原案を適当とする旨の答申を経て制度整備に取り組んできたところです。

今般、令和元年6月20日付けで無線局免許手続規則等の一部を改正する省令及び関係告示の一部を改正する告示が公布されましたので、その概要をお知らせします（詳細は、官報又は総務省のホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_shourei.html）をご覧ください）。

1. 改正の経緯等

船舶用レーダーについては、海上における自船の周辺の船舶や陸地等の状況を映し、船舶の航行の安全を確保するため、必要不可欠な無線設備です。現在、船舶用レーダーについては、主に3GHz帯と9GHz帯があり、大型船舶等にはレーダーの搭載が義務づけられています。

船舶用レーダーについては、主としてマグネトロンレーダーが使用されているところですが、送信空中線電力が大電力（25kW～50kWクラス）であり、発振素子の寿命が短く、また、周波数安定度も低いことから、より低電力で発振素子の寿命が長く、周波数が安定し不要発射が軽減できる固体素子レーダーの導入が求められています。

このような状況の中、平成23年11月から情報通信審議会において、船舶用固体素子レーダーの技術的条件の検討が進められ、平成24年2月に3GHz帯船舶用固体素子レーダーの技術的条件の一部答申が行われ、平成24年5月に制度整備を行いました。また、9GHz帯船舶用固体素子レーダー等の技術的条件については、平成28年7月に情報通信審議会から答申を受けたところです。

本改正は、当該情報通信審議会からの無線設備の技術的条件に係る答申内容に基づき、9GHz帯船舶用固体素子レーダーの導入に向けて、必要な関係省令・告示の規定を整備するものです。

2. 改正概要その1（総務省令関係）

(1) 無線局免許手続規則関係

○9GHz帯船舶用固体素子レーダーに係る指定事項を申請様式に追加【別表第二号第3及び別表第二号の三第2】

(2) 無線設備規則関係

○9GHz帯船舶用固体素子レーダーに係る無線設備の技術基準を追加【第48条】

○9GHz帯船舶用固体素子レーダーに係る占有周波数帯幅の許容値及びスプリアス発射等の強度の許容値を追加【別表第二号及び別表第三号】

(3) 無線機器型式検定規則関係

○9GHz帯船舶用固体素子レーダーに係る機器の構造及び性能条件を追加【別表第一号】

○9GHz帯船舶用固体素子レーダーに係る機器の構造及び電氣的条件を追加【別表第二号】

○9GHz帯船舶用固体素子レーダーに係る機器の型式に関する記号を追加【別表第八号】

(4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則関係

○9GHz 帯船舶用固体素子レーダーを特定無線設備として追加するとともに、試験項目及び技術基準適合証明の記号を追加【第2条、別表第一号及び様式第7号】

3. 改正概要その2（総務省告示関係）

(1)船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件【昭和55年郵政省告示第329号】

○小規模レーダー等の技術的条件に9GHz 帯船舶用固体素子レーダーを追加

(2) 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件【平成2年郵政省告示第240号】

○簡易な操作に9GHz 帯船舶用固体素子レーダーを追加

(3) 無線機器型式検定規則第4条第1項ただし書の規定による無線設備の型式検定に係る試験の方法等を定める件【平成11年郵政省告示第246号】

○試験の方法等に9GHz 帯船舶用固体素子レーダーを追加

(4) 無線測位業務を行う無線局の送信設備の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数を定める件【平成17年総務省告示第1232号】

○9GHz 帯船舶用固体素子レーダーの導入に伴い参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数に係る規定を整備

(5)船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件【昭和18年総務省告示第57号】

○9GHz 帯船舶用固体素子レーダーに指定する周波数及び指定周波数帯の範囲を追加

(6) 船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件【平成20年総務省告示第288号】

○船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件に9GHz 帯船舶用固体素子レーダーを追加するとともに関係規定を整備

(7) 船舶に設置する無線航行のためのレーダーの構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める件【平成20年総務省告示第346号】

○構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件に9GHz 帯船舶用固体素子レーダーを追加

(8) 総務大臣が別に告示するレーダーを定める件【平成19年総務省告示第430号を廃止し、総務省告示第71号を制定】

○定期検査を行わない無線航行移動局に9GHz 帯船舶用固体素子レーダーを追加

4. 施行日

令和元年6月20日